

平成18年
12 月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

平成18年12月15日（金曜日）

議 事 日 程

平成18年12月15日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第12号についてまで

日程第3 選挙第1号 常願寺川右岸水防市町村組合議会議員選挙について

日程第4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 議員提出議案第1号 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率
（応益）負担」等の見直しを求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1 番	竹 島 貴 行 君
2 番	前 原 英 石 君
3 番	三 鍋 芳 男 君
4 番	嶋 田 富士夫 君
5 番	竹 島 ユリ子 君
6 番	中 田 文 夫 君
7 番	吉 田 清 君
8 番	堀 田 一 俊 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金 森 勝 雄 君

収 入 役	田 鍋	司 君
教 育 長	塩 原	勝 君
総 務 課 長	古 越	邦 男 君
生活環境課長	高 畠	宗 明 君
出 納 室 長	笠 田	恵 雄 君
代表監査委員	平 野	正 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	吉 田 昭 博
---------	---------

午前 9時00分 開議

○議長（中田文夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成18年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

○議長（中田文夫君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1番 竹島貴行君。

○5番（竹島貴行君） おはようございます。竹島貴行です。

ただいまより、私の一般質問をさせていただきます。

自己責任による自主運営、これがこれからの自治体に求められる姿の方向であることは明白であります。そして、そのことを自覚し、自らが運営資金の不足分を交付金や補助金で賄うという今までの概念から脱却し、地域活性化のため、自ら住民サービスをいかに担保していくかを考え、今までの運営資金に匹敵するものを生み出す知恵を見出すことや、試行錯誤しながらも新たな仕組みをつくり上げることへのチャレンジする姿勢が重要であります。

国の地方交付税制度が変わり、交付税が自治体の面積と人口に応じて配分されることが明確になってきています。これが当村にとりまして、どのように作用してくるのか、私には理解できていませんが、情報を持っていらっしゃる当局、及び財務に詳しい村長におかれましては、今後の展望をいろいろとシミュレーションしていらっしゃることと思います。

また、過日、12月3日に某新聞が羅針盤という特集記事の中で、富山県内自治体の決算状況を載せていました。それによると、舟橋村は経常収支比率81.8%、現在15ある県内自治体の14番目、自主財源比率46.7%、これは県内自治体の8番目です。それから起債制限比率、これは2003年度から5年度平均で8.8%、県内で最も低く15番目です。実質公債費比率がこれも2003年度から5年度平均で17.9%、これは県内自治体の3番目の高さであります。そういった内容が載っ

ておりました。経常収支比率は低ければ低いほどよく、自主財源比率は高ければ高いほどよいのですが、当村のような小さな自治体では現状のように起債制限比率が低くても、今以上の借金が増えれば実質公債費比率が起債許可を必要とするラインを超えてしまうという状況にあり、まさに財政が硬直化している状況です。しかし、当村だけが財政状況が厳しいということでもないのですが、この難局をどう乗り切るか、各自治体が方策を求められているといえます。

先に申しましたが、これからの自治は金がないからサービスを絞る、または低下させる。金がないから税金や保険料を上げるという時代ではないと考えます。金があれば何でもできるが、金がなければ何もできないという今までの概念を打ち破り、考え方や視点を変え、金がないという前提でサービスを提供するにはどうするかという知恵が求められていると考えます。

当村におきましては、今こそ真の住民自治を確立するチャンスととらえ、住民への十分な状況説明と情報開示を進め、行政に対する理解を求めるとともに、広く住民から知恵と協力を募ることが必要だと考えます。

そこで、村長がこの難局をどのようにかじ取りしていこうとされているのか、また、この財務状況が今後どう変化していくとお考えなのか、私はもちろんのこと、住民の皆さんも非常に関心のあるところであると考え、第一の質問として、村長にお聞きします。具体的にわかりやすく答弁をお願いします。

次に、暮れも押し迫り、年明けまで半月を残すばかりとなりました。今年の社会を賑わした話題としては、高校の単位未履修問題に始まり、それが一部の中学にまで同様の問題があると報道されました。また、学校内でのいじめの問題や保護者による子ども虐待事件、そして役所の裏金問題や市長が絡んだ官製談合問題と、マスコミやワイドショーが競うように連日報道し、世間を騒がせましたことは、記憶に新しいところであります。

そして、世間一般としてですが、これまでのほかの自治体と同様の行政運営が行われてきたと考えられる当村の歴史を振り返りますと、多分に漏れず、世間を賑わしているような問題があるのではないかと考えても不思議ではありません。

また、政権も小泉政権から安倍政権へ引き継がれ、安倍首相は「美しい国づくり」を掲げてスタートいたしました。安倍政権は、前政権の改革路線を引き継ぐことを表明し、動きを加速させようとしているかのように見えます。教育問題、財源問題、年金問題、

分権問題、外交問題などなど切りはありませんが、見ているだけでも退屈しないくらいです。

そこで、2番目の質問として、いじめ問題について質問します。

私は、我々が大切にすることの舟橋村という美しい風土の中で育つ子どもたちには、舟橋っ子として風土に育まれる美しい心を宿し、お互いが仲よく、お互いが助け合う関係を築きながら、陰湿ないじめを子どもたち自ら排除し、素直に育ってくれることを願っています。そのような願いを持つ者は私ばかりではありません。実際、イソップの会が定期的に図書館や保育所で行っている「おはなし会」での読み語りや紙芝居、また図書館職員とボランティアの皆さんによる「ちっちゃなちっちゃなおはなし会」での手遊びや読み語り活動、そして図書館職員の皆さんが行っている「でまえおはなし会」など、この村には子どもたちを大切に育もうとする良識ある大人たちや、素晴らしいボランティア活動が存在することを私は知っています。それらの活動は、子どもたちの心の成長を促し、いじめという陰湿な行為を阻止することに大きく寄与していると思います。これは、当村のような小さな自治体において、輝かしく誇れる部分であり、このような活動に対して村全体が応援していくことは当然のことです。そして、村の大きく誇れる財産である日本一利用率の高い図書館を村として、子どもたちを育てる上で今後どのように有効活用していくかを、当局及び議会と連携して取り組んでいくべきではないでしょうか。まずこの点について見解を求めます。

そして、いじめについては、ほかの地域であったとしても、当村には存在させないという強い信念を持って、この問題に向き合う必要があると思います。

当問題については、村長も関心を高く持たれているだろうと思います。そこで、社会で取り上げられているこの問題に対して、どのように考えていらっしゃるのか。また、当村においてはどのように対応されているのか答弁願います。

そして、引き続き教育長にも、当問題についての見解と、どのような指示を当村教育機関へされているのかお聞きしたいと思います。

さて、美しい当村の風土を守っていくという観点も絡め、次の質問に移りたいと思います。

この村の美しい風土の部分を担当する田んぼが、農業の担い手が育たないという後継者問題、また農業経営が成り立たないという問題から、いずれは農地の放棄がなされ、雑草が生い茂るままの荒れ田があちらこちらに出現してくることも心配され、美しい村の環

境が崩壊してくる危機感も感じられます。そのような状況を防ぎ、農業を守るという住民の思いから、営農組織が立ち上がり、実際活動を始めたところもあり、また私が住む舟橋自治地区においても、営農組織立ち上げのための検討がなされているところであります。

そして、過去において、ほ場整備がなされなかった舟橋自治区の樋田地区においては、地権者たちが集まり、自分たちの地域に農業放棄による雑草の生い茂る放置田をつくりたくない、そして美しい水田風景を守りたいという熱い思いでほ場整備に取り組むことを同意しました。

このような取り組みに対して、当局においては、村の農業を発展させ、美しい村の風土を守っていくという観点、そしてこの取り組みがほかの未整備地区へ、自分たちの地域は自分たちで守るんだという思いを広げる起点となるよう、施策面で大いに支援していただく価値があることと考えますが、いかがでしょうか。

次に、冬場の除雪について質問いたします。

今年は暖冬であるという予測が出されているようですが、最近では地球温暖化現象によると考えられる思いもよらない局地的な気象現象がたびたび報道されています。最近では、北海道の竜巻が記憶に新しいのですが、今年にあっては、局地的な集中豪雨、そして台風の大型化などが話題にもなりました。そのような異常気象が当たり前になると、暖冬と予測されても、局地的には大雪ということもあり得るわけで、積雪に対するいろいろなケースを想定した対策を講じるということが求められると思います。

除雪の面においては、メイン道路は行政サイドの道路管理者が除雪を担当し、それ以外は地域の人たちが総出で自分たちの必要な通路を雪かきして確保するというのが以前の認識でしたが、今は複数世代同居の大家族形態から、核家族化の広がり、高齢者世帯の増加、地域連帯感の薄れ、車社会の蔓延など、いろいろな要因があると思いますが、地域住民の雪かきによる歩道が一本の線としてつながらないケースも増えてきているように思います。

その結果、人は部分的にはあるが、車道を歩かざるを得なくなり、子どもたちの通学路も確保できず、交通事故の危険性が増えてくるといふ弊害も生じています。住民の中には、勘違いして、すべての面で行政にサービスを期待し、または依存しようとするケースの人も増えてきているのではないかと。また、中には、行政サービスの一環として役所が早い時間のうちに除雪をしてくれて当然と思っている人も少なくないのではない

かと思います。そのため、役所の除雪体制に不満を抱く人も中には出てくると考えられますが、役所はそんな不満から生じる苦情に対してどう対処しているのか、興味があるところであります。

除雪問題は、一部地域だけの問題ではなく、村全体が抱える共通した問題ではないかと考えます。ですから、これから冬本番を迎え、大雪になった場合の除雪問題に対し、行政としてどう取り組むかですが、今は御存じのとおり、建設業界は冬の時代でもあり、以前の冬場除雪を担っていた多くの建設業者が廃業に追い込まれ、除雪できる業者が少なくなり、道路の除雪も思いどおりに進まないということもあるようです。

隣の富山市では、住民の不満に少しでも対処する施策として、現実の状況説明とともに行政の手が回らないことへ理解を求め、住民に除雪を協力してもらうため自治会や町内会へ除雪機を貸し出すサービスを始めています。

これは、行政が積雪による住民生活への弊害を少しでも解消しようという姿勢のあらわれかと思いますが、我が舟橋村でも、積雪による住民生活への弊害が生じてくる以上、行政としても対策を講じていただきたい。何ができるかは当局の状況によっても変わりますが、住民と向き合ってこの除雪問題に取り組んでいくべきではないかと考えます。

この除雪問題について、当局としてどう考えていらっしゃるのか、村長の見解をお聞きます。

以上、4項目について、私の質問とさせていただき、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中田文夫君） 金森村長。

○村長（金森勝雄君） 1番竹島貴行議員さんの御質問にお答えいたします。

まずもってお断りしておきますが、いじめの問題につきましては、教育長のほうからお答えしていただくことにしておりますので、あらかじめお断りしたいと思います。

なお、竹島議員さんがおっしゃった、舟橋村ですばらしいボランティア活動があるということで、「イソップの会」を紹介していただきました。御承知のとおり、このイソップの会の皆さん方におきましては、すばらしい地域文化を築いているということでございまして、11月に北日本新聞の地域賞を受賞された次第でございますので、私もこういった新たなる舟橋村に文化活動といえますか、そういったものが芽生えていることを大変うれしく思っている次第でございます。

それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、平成19年度からスタートいたします新型交付税制度の概要について御説明させていただきたいと思います。

議員御発言のとおり、今の地方交付税の算定方法は、国の法令や規則によりまして、大変複雑でわかりにくくなっているのです。そういったことから、簡素化あるいはまた透明化を図るべきということは、都道府県、知事会等も含めまして指摘があったわけでございます。

そのような状況の中で、今年5月10日、経済財政諮問会議におきまして、竹中前総務大臣から「人口と面積を基本として算定する新型交付税」の導入提案がされたわけございまして、それを「骨太方針2006」の中で地方団体の財政運営に支障が生じないように措置を講じながら、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うということが了承されまして、各自治体のほうへそういった文言が流れておるわけでございます。

しかし、当初は人口と面積だけで交付税額が決定されるという報道によりまして、和歌山県の知事さんが、人口と面積だけで計算した全国の自治体の試算結果を公表されまして、面積・人口ともに小さな我が村は相当の影響が出ると思わざるを得なかったわけでございます。

しかしその後、まもなく総務省から新型交付税の基本的考え方が発表されまして、今回の改正は基準財政需要額の算定面の改革であり、交付税本来の財源保障機能あるいはまた財源調整機能に直接影響を与えるものでなく、交付税総額に関係ないということがわかった次第でございます。そういうことで、11月1日には市町村分の試算方針が提示されまして、新型導入による交付税額の変動幅が最小限に抑えられるということと、最大限の配慮がなされたという結果に基づきまして、舟橋村のような人口1万人未満の小規模な自治体でも、その影響幅は2000万から3000万円程度の増減になるとの見通しが示された次第であります。庁内で試算した結果も、総務省が示した影響幅内でおさまるものと見込んでいる次第でございます。

また、安倍内閣のキャッチフレーズであります「地方の活力なくして国の活力なし」の観点から、地方分権の推進とともに知恵と工夫で魅力ある地方へと前向きに取り組む自治体には支援措置を講じるとされております。詳細は示されておられませんけれども、村としては興味のあるところでございます。

今申し上げましたように、新型交付税制度はまだ方針が示されただけで、法改正により決定されたものではありません。今後の動向につきましては、現在進行形の状態であり

ますので、県市町村支援課と連絡を密にいたしまして、動きがあればすぐ対応できるような職員にも指示しているところでございます。

さて、議員さんが述べられました12月3日に某新聞が羅針盤という特集記事の中で、県内自治体の決算状況が載っていた。それによる当村の財政状況を述べられたわけですが、このような状況から財政難をどのようにかじ取りをするのか、具体的な説明してほしいとの質問であったと思うわけでございます。しかし私は、今のところ、このことにつきまして明快なるお答えをするということは大変難しいということを考えているわけでございます。

その理由といたしまして、先ほども申しましたように、新型交付税制度がどのような影響を持ってくるか、来年1月28日だったと思いますが、助役・財政課長担当会議がございまして、そのあたりでかなり密度の濃い国からの方針が示されると思っておりますので、そういった点で、今現在は明快な答弁はできないという理由の一つに挙げさせていただきます。

もう一つは、平成17年度の決算で自主財源比率が46.7%ということで県内15市町村のちょうど中位にあるわけですが、そういう中で46.7%を占めているということは、依然として体質は地方交付税に依存していると言わざるを得ないわけでございます。

もう一つは、御承知のとおり来年度におきまして、国から3兆円の税源移譲がされます。そういうことで試算してみますと、本村では約3,000万円程度の村民税が増収されると見込んでおるわけですが、いずれにいたしましても、来年度からスタートいたします後期総合計画を具体的に実施してまいりますと、その財源の確保がいかなるものかということを考えますと、財政事情を考えますと大変危惧しているところでございます。しかし私は、竹島議員さんがおっしゃったように、そういったときこそ舟橋らしきものをつくり出す起点でなかろうかと思っておりますので、こういった実態を広く村民に知らせて、タウンミーティングなど実施いたしまして、さらなる情報公開に努めてまいりたいと思っております。そして、村民の理解と協力を求めながら、議会の皆さんともよく相談し、今後とも行財政運営に努めてまいる所存でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、夕張ショックについてであります。

夕張市が今年6月に財政再建団体の申請を表明いたしまして、財政破綻が明らかにな

ったことは、皆さん御承知のとおりでございます。

破綻の原因につきましては、借入金の膨らみとその返済にかかわるものでありまして、その実態は、一般会計の一時借入金で特別会計の赤字を埋めまして、4月から5月の出納整理期間中に翌年度の予算の歳出から償還するなど、自転車操業的な会計処理を繰り返していたということと、一時借入金につきましては、平成17年度で約290億円、標準的な収入額の約6.4倍と異常な規模に膨らんでいたということがある新聞記事に載っておりまして、私も読ませていただいたわけですが、このようなことができた背景を推察いたしますと、いかに自治体が情報公開、いわゆる行財政運営の透明度を高める必要があるかということにほかならないと思っております。こういうことを痛感いたしまして、今後とも私もそういう点に留意してまいりたいと、かように思う次第でございます。

次に、美しい舟橋村の風土を守り続ける観点からの御質問にお答えしたいと思います。

当村では、昭和50年代に団体営のほ場整備事業が実施されまして、その際、農地の大部分が30アール区画に整備されております。今回、ほ場整備の同意をされた舟橋地区の一部のような未整備田、また旧耕地整理法によって整備された10アール区画の農地が残る地域では、農地や農道が狭いために作業効率も悪く、また担い手、受け手がないなど深刻な問題が発生していることは皆さん御存じのとおりでございますし、私も理解しておるところでございます。

こういったことを何とか解消したいということも含めまして、昨年「舟橋村の農業を創造する会」を立ち上げまして、その会からも、未整備田の整備に取り組むべきであるという提言をいただいているわけでございます。

本村では、これまで農振農用地内の10アール区面の地区につきましては、営農組織設立も含め、ほ場整備事業を推進するようにいろいろと啓蒙啓発してまいったわけですが、なかなかそういったことに乗っていただけないような実態もございます。しかしながら、今回、舟橋地区のように、非農振農用地から農用地への編入を行い、意欲的にはほ場整備事業をやるという地区のまとまりができたということは、大変喜ばしいことだと考えておるものであります。このような取り組みに対しては、過去に実施いたしましたほ場整備事業の実績等を勘案いたしまして、支援策を前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、御発言の中にありました「美しい風土を守り続ける」といった観点からも、資

源の保全につきましては、来年度から始まる農地・水・環境保全向上対策の取り組みの一環の中で支援してまいりたいと考えております。

次に、営農組合設立への支援についてでございますが、平成17年3月24日に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画では、地域で合意形成を取りながら、担い手の育成確保や農地の集積を図り、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化等を推進するとされております。また来年度から始まる経営所得安定対策などにおきましても、担い手への支援が集中的に盛り込まれておるわけでございます。当村では認定農業者が5人、集落営農組織としては2組合が認定を受けております。現在のところ、新たな認定農業者はおりませんけれども、昨年、舟橋村の農業を創造する会が実施したアンケート調査によりますと、経営主の7割、後継者の8割が組織化に賛成しております。集落営農の必要性が理解され、かつ肯定的な姿勢が見られると私は理解しておるわけでございます。

現在、数地区で営農組織設立も含めた担い手育成も検討されておりますので、去る9月に設立いたしました「村担い手育成総合支援協議会」を核といたしまして、個別経営、集落営農組織などを中心とした生産組織の育成、さらにそれぞれの経営体の充実強化に努めてまいり所存であります。

次に、除雪体制についてお答えいたします。

本村の除雪体制につきましては、従来から村内の建設業者4社に委託いたしまして、村道及び歩道の除雪を実施しておるところでございます。今年も同様に4社の協力をいただくことになっております。先般、4社にお集まりいただきまして、今年度の除雪体制について協議をさせていただいたところ、駐車場の除雪が減少いたしましたので、その分を考慮いたしまして、担当路線等の変更を行い、より迅速で効率的な除雪が進むものと考えておるものであります。

高齢者世帯の除雪の支援につきましては、現在、社会福祉協議会で除雪ボランティアを募集しているところでございます。また、除排雪地の確保につきましても、近隣の農地を利用させていただいておりますけれども、なかなか理解を得られないということで困難を極めております。また県道の歩道除雪に関しましても同様なことが言えると思います。竹島議員さんがおっしゃるとおり、今後ますます地域住民との協働による除雪が望まれるところでありまして、今後ともそういった方々の御協力がぜひとも必要だと考えております。

行政だけで村内全域を除雪するということには限界があります。今後、地区単位の実効性のある除雪対応といたしまして、除雪機の貸与や購入支援などによりまして、地区住民の方々との協働による除雪体制を推進してまいりたいと考えております。

そういうことで、今後ともさらなる前進のために取り組んでまいりたいとかように思っておりますので、どうか御理解のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中田文夫君） 塩原教育長。

○教育長（塩原 勝君） きょうの北日本新聞に図らずも世界各国のいじめのことが書いてありました。同じようにたくさんの国で同じようないじめがたくさん発生していて、その対応に苦慮している。しかしながら、その中にはまた非常に指導のヒントを受けられるようなことも書いてありました。

さて、ここ1、2年、我が国の学校におけるいろいろな問題、いじめとか不登校、自殺、校内暴力、学級崩壊、非行、犯罪、それから校内の爆破事件とか、あるいはまた友人を刺して殺してしまうというような事件まで発生しております。また、今年の秋、いじめによって自殺したことをきっかけに、文部科学大臣あてなどに自殺予告あるいはまた、いじめた者をみんな殺してから自分が死ぬという殺人予告、その他、それに類した者がどんどん届いております。初期の対応のまずさ、あるいは報道の影響などによりまして、同調してどんどんそう思う者が出てきたり、あるいはまたいたずらもあったりして、現在何か静かになっているようにお思いかもしれませんが、報道をそのまましておいたらますます連鎖反応がひどくなるから、内々に対応が進んでいるということではありません。

また一方、大変憂うべきことでありますが、ごくわずかとは言え教員の行き過ぎもたくさんあります。考えられないようなスピード違反や飲酒運転もあります。そしてまた相変わらず体罰、富山県では昨年でしたか、児童に対する強制わいせつなどもあったりしております。

こういった中で、村の教育現場に対するいじめ対策はどうなっているのかということだろうと思います。それで文部科学省やあるいは一般的にいじめの定義はどうなっているかということですが、これは自分より弱い者に対して一方的に、そして身体的、心理的な攻撃を継続的に、そして相手が深刻な苦痛を感じているもの、これらはすべていじ

めである。ただ、ちょっとそういうふうに見えても、表面的、形式的なことで判断してはいけない。いじめられているんだというその人の立場になって物事を判断しなければいけないというふうに言っております。

さて、いじめが社会の病理的な現象であるとするならば、やはりまずいじめの発生しにくい環境をつくるということであります。そういった中で指導体制を整備する。要するに学校として、あるいは教員の指導者側としていじめの問題が重大なことなんだということを認識して、共通理解を図り、長期継続的な体制を確立し、すべて全員で対応する。地域や保護者も全部参加していただくというようなことで発生しにくい状況にしておく。次は、ここはまた大変なことなのですが、教育指導を徹底して行うということで、思いやりあるいはまた命や人権を大切にするという立場、それからまた、全教育の中で、あらゆる教科やあらゆる教育活動の中で指導の場面をより多くとるということ。中でも、道徳の時間や学級活動を重視していじめの問題を必ず取り上げ、そして児童や生徒会活動の中にこれらの課題を取り入れていくというようなこと。それから、生活体験を豊富にさせ、社会の慣用や豊かな情操の教育、あるいはそういう行事を盛り込んでいく。そして教職員には、常に言動を慎重にして、いじめの再発とか陰湿化にならないように、心を配っていくというようなことが大切だと思っております。

そして、もう1つは、いじめる者に対する毅然とした態度、見て見ぬふりをしたり、そういう連中におだてるようなといいますか、歩調を合わせてしまっているようでは、これは大変困るわけでありまして、今、いじめる側に対する厳しい処置を考えられているところであります。それから、いじめられる児童生徒の心のケア、そして回復に向けては、弾力的な措置をとっていくというようなことが大切と考えます。そして、たとえ回復、改善されたとしても、常に継続的な観察と細心の注意と配慮が必要であるということ。

そしてまた次の第2点としては、病理的な現象であるならば、早期発見と早期対応が絶対に必要である。ですから、そのためには、先生と児童生徒、あるいはまた生徒間同士が常に好ましい関係にあるようにいい雰囲気づくりというもののの中で、ちょっと変わったことがあったらすぐ気づけるという体制が大事ではなかろうかと思います。ですから、生活実態の理解に努め、聞き取り調査とか紙面によるいろんな質問調査等を定期的に入れるということも大切であります。それから、スクールカウンセラーや養護教諭の活用、ここらでいろんな情報が得られてくることもしばしばあるわけであります。そし

て、どんな小さな危険信号であっても見逃さないというようなことと同時に、そういう力量をつけていくということも大切だろうと考えます。そして、もし訴えがあったときには、事実関係を早くつかむことで、適切で正確、迅速な対応ということ。そして、教育委員会や関係機関への連絡、連携、それから教育相談の充実、保護者との共通理解と連携、そして教育センターや人権相談所、児童相談所、学校以外の窓口等も利用していくことであります。

また、個人情報の取り扱いはより慎重にしていかなければなりません。そして、しばしば言われることですが、役所や教育機関、その他の公的な場所においても守秘義務といますか、立場上知ったことをうかつに話してしまう人がいると。これは、私たち教育委員も気をつけなければならない面の一つであります。そういったことについても配慮が必要である。

3 番目には、家庭や地域社会との連携ということで、保護者や地域住民の理解を得られるような立場を多くとる。特に学校通信、そして舟橋中学校あたりではその裏面に道徳通信をずっと継続しておりますが、そういったことや必要に応じての家庭訪問、そしてまたPTAや地域ぐるみの活動など、こういったことを充実させていくことが大切であらうと思います。

次に、4 番目は、教育委員会として指導方針と事前指導を徹底し、そして定期的な情報の収集、実態の的確な把握、そして学校への支援や外部に対する対応、そして文部科学省や県教委あたりから、あるいは関係機関からくる通知とかいろんな資料を有効に活用していった、それに対する現場での取り組み状況がどうなっているかの点検、そして時に応じて出動や助言をしていくという立場、そしてまた先生方には、できるだけ多くそういったことに関する力をつけていただくために、研修に出ていただく、あるいは自分たちでも研修に励むというようなことを図っていくべきであらうと考えております。あとは組織体制のことや教育相談システムをどんどん高めていく。そして家庭、地域、その他いろんな人たちとの連携ということを考えていかなければならないと思っております。

話がちょっと変わりますが、昔聞いたことに、農業において百姓は田畑の草を取らんならん、そういったときに、いい百姓と中ぐらいの百姓と悪い百姓に分けて、上農は草を見ずに草を取る。中農は草を見て草を取る。下農は草を見て草を取らずということを知ったことがあります。相当昔に聞いたことでありますが、何を言わんとしているかと

いうと、本当に病理的な現象があらわれないような状態で、もしそういう気配があったら、もうそういったことを改善していくという、草を見ずに草を取る、そういったことが大事ではないか。もしこれをがんという病気に例えるならば、やはり日頃から健康に気をつけ、食べ物にも気をつけ、あらゆることに細心の注意を払ってがんをまず引き起こさない。しかし、残念ながらいじめと同じように、どう気をつけていてもそういったものは出てくるわけでありまして、そういったときに早期発見、早期治療ということで定期的な診断をしていく、あるいはまたいろんな兆候を見逃さず対応していくという、いじめもそういったことで立ち向かっていかなければならないと思います。

舟橋小学校、中学校の現状をごく簡単に言ってみますが、これらの考え方に全く忠実に、あるいは一つもほかにひけをとらない対応を十分やっております。ですから、議員の皆さん方も、日頃よく学校行事には参加してきていただいております。ああいったあたりを見ていただいても、あるいは全国大会も道徳の公開研究授業等をやったあの2カ年の内容から引き続いてやっている内容を見ていただいても、十分舟橋は対応していて、成果を上げていると思っていただけると思うわけであります。

そういったことで、基本的な考え方も当初から立派にやっていただいておりますし、実態調査についても独自のアンケートまで取り入れていただいて、思いやりと決まり、あるいは何でも相談、アンケートなど、あるいはまた悩みの相談調査等もやっております。そしてまた、対策や対応については、先ほど述べたようなことですべてやっていただいておりますし、月1回の生徒指導委員会とか月1回の特別支援指導委員会、あるいはまた週1回、終礼時に必ずいじめ等に関する共通理解の話し合いを持っていただいております。ほかにスクールカウンセラーや教育相談も充実しております。そして、特に道徳の時間を重視し、道徳の時間には、命の大切さやいじめを必ず取り入れていただくようお願いしてあります。

そのほか、道徳や特別活動の授業については、いろんな地域の関係の人やいろんな立場で人生経験豊かな人からいろんな知恵を授かるような講演会も常に企画しているところでもあります。

そういったことや、学校の安心・安全ということで地元にもお願いしていただいたり、いろんなことで地元の協力やら、ちょっとしたことでも上市警察署の方々をはじめ、いろんな人たちにすぐ対策、対応を立てて動いていただいているところでもあります。

こういったふうに校内巡視やいろんなことも徹底している上に、今たまたま文部科学

省からたくさんの通知や通達、あるいはまたいろいろと一つの指針を与えてくれるようなことと同時に、文部科学省から全国の児童生徒並びに保護者に対してお願いの文書、訴えの文書が来ました。舟橋でもそれをもとに必ず時間をとってもらって、生徒にその趣旨を十分理解してもらって、一人一人に1枚1枚渡してもらうことを実施しました。また保護者に対しても、全員の保護者にその文書を配っております。そういったことで対応しているわけではありますが、残念ながら、ないかと言われるとあります。平成17年度には、はっきりといじめと言えるかどうかは別として、いじめに近いものとして6件ありました。しかし、それらはほかで言われるほどの内容ではありません。ですから、いじめととらえていいかどうか、近ごろはいじめがある、ない、数がどうのこうのということを問題にしているからこういう隠蔽やいろんなことが起こるので、何か間違っていると。ほかの報道やいろんな人たちの考えに振り回されて間違った方向に行っている。どこでも起こり得ることを上手に見つけて上手に対処するというそれを評価してやろうという中で、17年度中にすぐ草となる前に取ることができた。1件、次の年度までいってしまったというものはありますが、それも解決し、平成18年度には学校長は1件もないと思っているのだと。しかし油断したらいつまた発生するかはわからないというふうに言っております。

中学校でも全く同じ考え方で、全校の体制づくり、全職員が一丸となって、1年度1年度を頑張っていこうという年度当初の確認や、情報の交換も非常にスムーズに行われております。また、日常の生徒あるいは教師、生徒間の人間関係を大切にし、あるいは家庭との頻繁な連携、そして心配な状況があったらどういうことでも教えていただきたいというお願いと、そしてまた先ほども言いました学級活動の中で道徳の時間の重視、これは徹底しております。生命の大切さ、そしてまたいじめというものについて協力し合って防いでいこうという環境づくり等は非常に多く取り上げられていると私は思っております。

そして、先ほど言いました学校だよりと同時に、毎月道徳だよりを出しております。そういった中にいじめの問題も何度か取り上げられているところであります。そして教育相談活動は大変充実しております。週に2回、臨床心理士のスクールカウンセラー1名、半日ですが来ていただいております。富山大学の大学院生1名ですが、半日ずつ週2回来ていただく。いかにいい雰囲気づくりといっても、生徒にはたまには先生に話しづらいことがあるようですが、特に大学院生あたりは年齢も近くて、いろんな悩みなど

も言ってくれて、学校ではそれらを真剣に取り上げて対応をしているところであります。

11月6日に、文部科学省から来ましたことにつきましても、丁寧に校内で改めて対応していただき、また、私のほうからも、かなりくどく言いまして、学校長に特別の対応をしてもらいましたところ、逆に担任の先生方に泣きつかれてしまったと。これだけもう十分すぎる対応をして成果を上げていて、いい人間関係にあるのに、また再度くどくやりますと、生徒たちは先生は私たちを信用していないのかということを使うことで、先生方の何人かが校長に泣きつくように訴えたということでもあります。ですから、こういったことはあまりくどいのもよくないなと私も反省しているところであります。

今、人権週間で、今日、中学校では人権集会を開いているはずであります。そういったことで、現段階ではないと思っておりますが、いつまたどう変わるかわかりません。そういったときには早期発見、早期対応、そしてまた皆さんや保護者、児童生徒にもお願いしたいところでありますが、ちょっとした兆候でもちゃんと教えていただきたい、それがあるのかなのか、疑心暗鬼の情報をもろうということが一番困るわけで、そういったことで、あるという事実をもしつかんだならば、全員で対応して気持ちよい解決をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（中田文夫君） 8番 堀田一俊君。

○8番（堀田一俊君） 私は、2つほど取り上げますが、1つは質問であり、1つは要望であります。

質問のほうは、東芦原の商業用地開発陳情の問題でございまして、これについては私から言うまでもなく、東芦原自治会長から村長宛てに3月28日、商業用地開発について陳情があり、4月26日には議会にも陳情があったわけであります。その後の議会でも聞いてまいりましたが、村長からこの問題について反対というふうな意見は聞いておりませんので、その後の業者との話、東芦原の地主の皆さんとの話し合いはどうなっているのか。高齢の方からは、自動車の運転もなかなかできなくなるし、近いところに商業施設が来ることはうれしいという声も聞きますし、また来年は輸入米は抑えずに国内の米の生産を抑えようということであり、この12日には、農協の江西さんなどが県知事に、オーストラリアからの農産物輸入自由化は日本の農業の壊滅的打撃になるのではということで反対を申し入れておられます。ところが同日、安倍総理は、わざわざオー

ストラルシアの首相に電話して自由化を進めようとしております。

今でも農業の採算がとれない、後継者がいないという状況であり、地主の皆さんが商業用地開発を前提に現在の農地管理に当たっておられると聞きまして、無理のないことだと思っております。村長は業者とも話し合っておられることであり、また来年の耕作対策の時期も迫ってくることでありますので、この陳情にどう応えられようとしておるのか、お考えをお聞かせいただきたいということが第1点であります。

第2点は、いわゆる村政というのは、弱い人の立場でやっていただきたいという要望でございます。最近見ておりますと、経団連の御手洗会長やら政府税調の本間会長などは、大もうけしている大企業や金持ちにはさらに減税をする。庶民には福祉を削って増税をと言っている。御手洗会長の会社では、労働者を違法に働かせているということが発覚しましたが、会長いわく、それは法律が悪い。さらに労働者を直接雇用しなくてもいいようにしろと。全く言いたい放題のことを言っているというふうに私は考えるわけであります。経団連は、金で政治家を買収済みだということの自信のあらわれかと思うのですが、これでは障害者や庶民など弱い者はたまったものではありません。

今日の新聞にも見るように、愛国心の好きな安倍総理も、財界にはもうかったら税金をととは言わない、こういう現状であります。我が村においては、せめて村民が自宅では安心して生活できるように、これからいろいろ政府の締めつけも厳しいと思いますけれども、村政の視点という原点は、やはり弱い人たちが安心して暮らせる施策を村政の基本にしていきたいということを要望いたします。

以上です。

○議長（中田文夫君） 金森村長。

○村長（金森勝雄君） 8番堀田一俊議員さんの御質問にお答えいたします。

東芦原地域内での商業施設の対応につきましては、6月定例議会の堀田議員さんの質問の中で、新たな視点から十分検討してまいりたいというふうに私が答弁いたしております。その後、県との協議の中で、本村の農業振興地域整備計画が平成16年の9月に変更されて、年数が浅いということ、また当該地はほ場整理事業が完了した優良農地であり、当該営農組合への形態に影響を及ぼすおそれがあるというふうなことを指摘されまして、前向きに進まない状況下になっているのは事実であります。

私はこういったことを考えまして、今、策定作業を進めております村の総合計画、後期基本計画の中で種々検討することにいたしまして、去る11月17日に申請者のグリ

ーンステージから３人の方がおいでになったわけですが、その申請者に対しまして村の方針を伝えまして御了解をいただいたところでございます。そういうことで、私はいろんな視点から計画にのせて、そしてまたなおかつ、今後の舟橋の農地・農業施策のあり方等も含めまして検討してまいるといふことがあるといふことで、先ほど堀田議員さんがおっしゃったとおり、私はその施設そのものの進出を反対していないといふことも御理解をいただきたいと思います。

そういうことで、今後、１７日には芦原地区の代表者の方がお見えになるということも聞いておりますので、そのときには、今申し上げたとおりいろいろ説明をいたしまして、御了解いただきたいとかように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、要望ということでございますけれども、村政は弱者の視点で当たることが肝要であるといふ議員さんの意見は同感できるものであります。

御承知のとおり、企業はバブル崩壊後、グローバル社会の競争に生き抜くために設備投資などに優先的に資金を振り向けまして、人件費の抑制に徹底してきました。その結果、労働分配率を引き下げることになりまして、給与に格差が生じるなど、一般的に、景気が緩やかに回復していると評価されるものの、国民には豊かさが実感できないというのが要因になっていると、私はそのように推察しているわけでございます。

また、政府税調が法人に対しては減税をする、しかし、弱者といひますか、高齢者の方には医療制度の改革という名のもとに、新たなる負担をさせるといったことは私は矛盾していると思ひます。

そういったことも含めまして、舟橋村の皆さんが本当にどういったことに行政サービスを求めているのかということをつぶさに検討してまいって、新たなる平成１９年度予算の策定に当たりましては、十分考慮してまいりたいとかように思っております。

どうか今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中田文夫君）　４番　嶋田富士夫君。

○４番（嶋田富士夫君）　おはようございます。

私は、議員任期も残りわずかになり、質問の機会も少なくなりまして、村長に３つの質問をさせていただきたいと思ひますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

１番目は舟橋村の消防について質問します。

私は今まで村の消防活動に貢献したこともありませんし、また舟橋村の消防は議会議長が団長を兼務されており、副議長の私がこの質問をするのはやりにくい面もございますが、踏まえて、私の一存ですることだと申し上げておきたいと思います。

質問に入ります。

同席のとき、時たま団長が、団員の増員ができればベターだが、それが無理としても、今の団員の平均年齢はよそと比較すると高くもないかもしれないが、将来を考えて逐次新団員を補って戦力アップを図りたい思っているが、村民が増加してもなかなか入団してくれる若者がいなくて、何らかの対策を考える必要があると思うという話を聞きます。

現在はどうなのか知りませんが、昔、よそでは、退団の条件は自分で後がまを探すことであったと聞いております。昔も今も消防団員になるのは大変なことだと思っています。最近特に地域の防犯は地域でと言われます。地域の消防団員は仕事を持ちながらボランティア同然で任務を遂行しています。村全体の温かい支援や深い理解が団員には一番うれしい活動の源になるのではないのでしょうか。

温暖化による自然災害、北や国際化するテロの脅威、後を絶たない原発のデータの改ざん、いつどこに発生しても不思議でない直下型大地震、人為の事故や災害など件数の増加や規模の拡大などを考えると憂慮の種は尽きません。また、広域消防がいくら進歩発達しても、それはあくまでも広域の活動であり、事故が広範囲の場合は活動の可能性は限定されます。それらを考えるとき、地域安全・安心の最も頼りになるものは組織が確立された地域消防の活動や適切な指導ではないのでしょうか。さらに消防は、国民保護法の一翼を担う役目も今後増えます。いろんな意味での待遇面も検討し、若い人が入団しやすい環境づくりをするなど、今までも無策だったとは思いますが、村としてのさらなる対策が必要ではないのでしょうか。

2 番目は、青パトの導入について質問します。

今年、舟橋村でも青パトが導入されました。これは時代にマッチした適宜なことだと私は思っています。ですが、現況は、老人クラブが今まで2回ほどデモの参加に利用した程度で、さほど活用されているとは思われません。立山町では青パト2台を毎日下校時、午後2時半から4時半ごろまで約2時間、役場職員が巡回に利用していて、また地域から要望があれば貸し出しもしているそうです。上市では、学校から遠隔地の安全パトロール隊が毎日下校時の巡回に利用しているし、別に小中学校PTA連絡協議会が毎日夜間2時間ほどを巡回に利用しているそうです。住民数や職員数や巡回範囲、導入時

期の違いなど条件の相違もあり、よそと同一には語れないと思いますが、いずれにせよ、本村でも大いに活用しようとして導入されたものと思っています。今後の活用方法や計画等について、村長のお考えをお伺いします。

3 番目は、先に質問されました堀田議員にリンクする面もあると思いますが、あえて質問させていただきます。

金森村長におかれましては、村長就任からまもなく2年目を迎えられます。その間、村行財政に秀でた手腕を発揮してこられました。地方を取り巻く情勢はますます厳しく、やむを得ず合併という事態も視野に入れておくことも必要ではないでしょうか。村長に就任されたとき、既に地方自治体はかなり厳しいものでありました。最近、危機管理のない自治体を共在しようとしても国民の理解が得られない等、国の厳しい姿勢も見られ、地方小自治体のますますの行財政運営も努力が求められ、今後もさらなる厳しさが続くものと予想されます。今後、また県は各市町村に、財務諸表の作成を働きかけると言われますが、建物、土地、施設等の所有資産の評価査定には専門家の力も必要でしょうし、作成人員や人件費等いろいろと費用も重なり、それは大切なことであるとは認めても、舟橋村のような小自治体には、大きな負担になるのは間違いないことでしょう。

去年の郵政民営化採決、今年その造反議員の復党、教育基本法の強行採決、個人所得住民税の増税が決定した今、政府税調では、経済活性化をねらう企業減税の答申と、政府・与党の政治姿勢は、舟橋村のような小さな自治体には今後どんな影響をもたらすか、大変不安を感じられるのではないのでしょうか。

地方分権で知事等トップの権限が限りなく大きくなりました。本来そのようなトップとは、選挙民がその行政手腕を期待して選んだもので、極端に言えば権限を与えられた雇われオーナーだと思いますが、それを社長オーナーだと錯覚されて、官製談合の引き金にされた知事さんもあったのではないのでしょうか。地方6団体の中心たる知事の相次ぐ不祥事では、地方分権の推進の形態や、また政治不信や政治離れ、道州制議論にも拍車がかかることにならないのでしょうか。

村長は、今年村の後期総合計画に着手されました。村長の幅広い意味での住みよい村づくりをやろうとされる政治姿勢の強いあらわれかと思っています。

私は、この住みよい舟橋村が、今後も平穏に推移し、合併などの事態にならないことを切に望みますが、今は国も地方も激動の時代です。努力のいかなく何らかのゆえんで

そのようなことが絶対に起こらないとは言い切れないと思います。この上まだ合併を小自治体にさせるつもりか。富山県でも2人の合併アドバイザーが誕生しました。このように万が一の場合は村としては、村民の皆さんの利益のためには、可能な限りの対策、対応が強く求められ、近隣市町村の動向にも目が離せないし、まして友好の構築をすることが必要ではないでしょうか。

交付税の削減などで村の将来に不安を抱いている方は少なくありません。今何らかの方法でそのような不安を除くことが必要ではないでしょうか。今後の舟橋村自立自治体存続の自負や将来の展望など村長のお考えをお尋ねしまして、私の質問を終わります。

○議長（中田文夫君） 金森村長。

○村長（金森勝雄君） 4番嶋田富士夫議員さんの御質問にお答えいたします。

まず初めに、舟橋村の消防についてでございます。

12月1日現在の村人口は2,874人、世帯数は930と3,000人の大台が目の前となっております。そしてまた消防を取り巻く状況も大きく変化してまいりました。

御存じのとおり、消防に課せられている任務は、これまでは火災の予防、警戒及び鎮圧、地震や風水害への対応などございましたけれども、議員がおっしゃったように、近年は、武力攻撃事態等における国民保護活動や地域住民に対する協力支援啓発業務等が加わりまして、これまで以上に消防の果たす役割は重要性を増しております。そしてまた、住民からの期待も大きくなっておるのであります。

現在、任務を遂行していただいております村消防団の現有資機材状況を申し上げますと、指令車1台、ポンプ車1台、小型動力ポンプ積載車2台を保有しておりまして、消防庁が平成12年に定めました消防力の整備指針を上回っておるという状況でございます。

次に、消防団員におきましては、条例には定数25人ということでございますけれども、現在24人の方がおいでになるということで、ほぼ私にすれば充足しておるかと考えております。

今ほど御指摘ありました団員の年齢構成につきましても、近隣の非常備の消防団の年齢等を調査させていただいたわけでございますが、そんなに変わらないといえますか、周辺自治体とほぼ同じような状況であるということもわかりました。しかし今後の団員の確保につきましては、各地区の安全確保の面からいたしましても、各自治会長さんあたりに協力要請をしてまいりたいと考えております。

また、待遇のほうでございますけれども、今年1月に開催いたしました特別職等報酬審議会におきまして、住民の生命と財産を守るべく日夜尽力いただいている消防団員の皆さんには、少しでも報いるべきということで、年報酬におきまして班長さんは2, 000円、あるいは団員の皆さんには3, 000円アップするようなことで答申をいただいたわけございまして、今年度の予算におきましては、答申どおりの額を計上させていただいたところでございます。

そういうことで、県下15市町村の消防団員の手当を比較いたしますと、そんなに遜色なし、逆にむしろ舟橋村のほうが高いやに思っております。しかし、これはそれぞれの自治体あるいはまた住民が判断されることでありますので、今後ともいろんな面から検討してまいりたいと、かように思っておるわけでございます。

次に、消防の広域化がどのようになっているかということにつきまして、御報告させていただきますと思っております。

消防の広域化につきましては、県段階でも話題となり検討されてまいっておりますけれども、諸般の事情により困難であるということであつたわけでございますが、平成17年度、滑川市を含む旧中新川地区1市2町1村消防事務担当で「中新川地区消防施設協議会」を立ち上げまして、消防無線のデジタル化と指令センターを共同運用するというので、経費節減につきまして協議してまいったところでございますが、先般、消防庁から消防本部再編に関しまして、平成24年頃をめどに1消防本部、人口30万人体制との通知がなされたこともありまして、今後、県下消防本部再編が急速に進むものと考えております。これからも1市2町1村で情報交換いたしまして、その対応を協議してまいりたいと考えております。

間もなく年末を迎えます。村民が安全で安心して生活できる環境を提供することが我々行政の務めであると思っております。村民の生命と財産を守るべく日夜御尽力いただいている消防団の諸活動に改めて敬意を表するものであります。

次に、青パトの今後の活用方法についての御質問にお答えいたします。

青色回転灯を装備いたしました防犯パトロール車を略して「青パト」と言っておるわけでございます。「活動範囲が広がる」「目に見える抑止効果が大い」と自主防犯活動のシンボル化がなされまして、県下自治体に導入が進んだ結果、今年9月時点で本村を含め4自治体のみ未導入となっておりますけれども、関係機関の要請を受けまして、10月に庁用車のプリウスに装着したところでございます。このパトロールを実施する

ためには、講習が必要ということでございましたので、安全見守り隊の方々8名が受講されまして、10月10日、上市警察署での青色回転灯装備パトロール車合同出発式がございまして、そこに参加していただきました。

また先般、今後の運営方法につきまして、防犯協会、見守り隊と協議いたしましたところ、乗車人員2名が必要であると。高齢者ばかりでなく保護者を含めた若い方々の活動への参加が必要である等いろいろ御意見がありましたので、来年2月開催の防犯関係団体合同研修会で再度運用計画を詰める予定といたしております。

来る19日火曜日午後6時から、地域防犯活動の一環といたしまして、駐在所長さん、自治会長さん、安全見守り隊員の皆さん、防犯協会の皆さんの協力をいただきまして、青パトによる村内パトロールを実施することになっております。役場からは、私と担当課の職員も参加することになっております。

先に申し上げましたとおり、地域の安心・安全確保には関係各位の協力なくしてはあり得ないと思っております。今年1年間を振り返りますと、全国で幼い命が奪われる悲惨な出来事が数多く発生したところでございます。舟橋村でも絶対に起こらないということは言い切れないわけでございまして、事故のない明るい村づくりのためにも、今後とも関係団体と連携を密にいたしまして、施策を講じてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、合併についてでございますけれども、議員さんも御承知だと思いますが、12月8日には、国から地方へ権限移譲するための基本理念を盛り込んだ地方分権改革推進法案が参議院本会議で自民・民主・公明などの賛成多数で可決、成立したところでございます。施行は来年4月の見通しとなっておりますけれども、これにより分権改革は、国・地方財政の三位一体改革に続く第2期目に入ると思っております。

この法は、3年間の時限立法でありますけれども、改革の基本方針といたしましては、「住民に身近な行政はできる限り自治体にゆだねることを基本とし、権限を移譲する」と明記されておりますし、自治体の自立性を高めるよう、国と地方の役割分担を見直すことを規定しております。また、国と地方の税源配分など財政上の改革の方向を示した条文には、衆議院での附帯決議「地方税財源の充実確保の観点から行う」ということで財政力を高めるということが文言に入っているわけでございまして、地方側に配慮する内容になっておるわけでございます。この件につきましては、石井県知事の国から地方への権限・財源移譲などに期待するコメントも公表された次第でございます。

私はこのような立法の趣旨を理解いたしまして、議員さんの見解のように地方分権では地方がいじめられるということのみではない。逆に言いますと、先ほど申し上げましたように、地方のことは地方がやるんだということになりますと、住民本位の行政が望ましい自己責任においてやると。これがこれからの地方自治の姿でないかと思っておりますし、そのことを考えますと、もっともっと私なりに行政運営に対しての思いを改めていかなければならないというふうな気持ちでおります。

そういうことで、村の財政事情につきましては、先ほど竹島貴行議員さんが、某新聞の羅針盤のいろいろな数値を申されましたが、その数値から見ますと、合併ありきでないといえますか、住民の協力を得ながら創意工夫して、協力を求めながらやっていけば、自立可能であるということは、私はその数値を見ていただければ御理解いただけるのではなかろうかというふうにも思っておるわけでございます。

皆さんも御承知だと思いますが、日頃から石井県知事があいさつで発言される中に、「市町村の発展なくして、県の発展なし」、県は何事も市町村と手を携えて進むといった文言がございますし、さらには、安倍内閣のキャッチフレーズ「美しい日本づくり」、また「成長なくして、日本の未来なし」「地方の活力なくして、国の活力なし」の文言があります。私はこれを信用いたしまして、大変厳しい財政状況下にありますが、村民の幸せを考えまして、さらなる情報公開に努めるとともに、村民と一体となった行財政運営を進めてまいり所存であります。

どうか議員の温かい御支援をお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中田文夫君）　ここで暫時休憩いたします。

休憩は１０時４０分までとします。

午前１０時３０分　休憩

午前１０時４０分　再開

○議長（中田文夫君）　ただいまの出席議員数は８人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

２番　前原英石君。

○2番（前原英石君） 今回の質問は通告しております、これからの舟橋村の住民サービスのあり方についてということで村長に質問をいたします。

近年、住民に対する負担は重くなり、逆に住民サービスの低下が感じられてきています。住民に対する負担は年々増加する一方で、金銭的な面での負担は増税や公共料金の値上げ、保育料の値上げなど、またそれ以外にも住民への人的負担としては、自治会や各種団体への負担などが挙げられます。そして毎年のように削減されている各種団体への補助金なども、単純に考えれば削減された分は間接的に住民サービスの低下につながっているのではないのでしょうか。

国や県からの補助金や交付金などは、舟橋村だけではなく、全国的に年々削減されてきている今、負担やサービスの低下はいた仕方ない部分も多々あるとは思いますが。

箱物の建設や道路整備等に多額の予算をつぎ込めることのできた時代では、それらが目に見える住民サービスの主役のように考えられていたのではないかと思うわけですが、そのようなことが容易にできない今は、知恵を絞り汗をかき、多方面においてきめ細やかな住民サービスが必要と考えます。そんなにお金をかけなくてもできるサービスもたくさんあるのではないのでしょうか。

予算の獲得、予算がつけば予算の消化、当たり前のことですが、目に見える大きな金額の予算だけを重視するのではなく、紙一枚分の予算でも使い方一つで住民サービスにつながるのではないかと思います。

一例ですが、先日ある高齢者の方から、「舟橋村にインフルエンザの証明書の紙をもらいに行ったんだけど、どこでもらえばいいのか、だれに聞けばいいのか全然わからなし、ちょうどそのとき入り口におられた人に聞いたら、奥のほうで受付をしています」と対応してもらったとのことでした。それはそれで問題ないと言えば問題ないわけですが、たまたま私自身も、その証明書を両親のかわりに役場にもらいに行ったときにも、その高齢者の方と同じようなことを感じたもので、ある職員にもっとだれかがわかりやすく、係のところに行かれるようにならないのかと、そのような不便な状況を話したところ、早速翌日には、庁舎内に案内の張り紙がしてあり、担当の係のカウンターの前に立て看板も設置してあるなどして、迅速な対応で非常にわかりやすく表示してあり、びっくりしました。

ちょうどその時、たまたま証明書をもらいに来ておられた少し腰の曲がったおばあちゃんは、何のためらいもなく、その看板に引かれるように担当の受付にスムーズに足を

運んでおられました。ほんのちょっとした改善をするだけでも、住民に対するサービスとなるのではないのでしょうか。

私も含めてですが、反面、何でこんなことにもっと早く気がつかなかったのか。毎日多くの住民に接している職員の皆さんが、住民は何を望んでいるのか、何を不自由に感じているのかがわかるのではないかと思います。

入り口にある案内の紙一枚と順路さえわかれば、すべてとは言いませんが、多くのお客さんがスムーズにその受付に行けるのではないのでしょうか。それによって担当以外の職員にとっても、他の用件で大事な仕事の手をとめることも減少し、住民にとっても職員にとってもむだが省け、ひいてはそれが住民サービスとなるのではないのでしょうか。

一例を挙げたわけですが、このほかにも、ちょっと改善をすることで使いやすくなったり、わかりやすくなったり、訪れやすくなったりするのです。

これからの住民サービスのあり方と、村長が描いておられる住民サービスというものについてお聞きいたします。

質問を終わります。

○議長（中田文夫君） 金森村長。

○村長（金森勝雄君） 2 番前原英石議員の御質問にお答えいたします。

近年、自治体の財政難から健全財政堅持のために税率アップや事務事業の見直しなどによる各種団体への補助金削減、公共料金の値上げなど、住民への負担が大きくなってきております。今後とも箱物の建設や、道路の整備など、お金をかけたサービスの提供が難しくなっている状況につきまして述べられたわけでございまして、そのとおりだと私は思っております。

これからは、住民と行政がともに協力し合っていくというか、それが協働社会だと思っておりますし、そういったむらづくりを行うためのサービスに変えていかなければならないと考えております。

そういうことから、今年4月には、住民福祉課と産業建設課を統合いたしまして、生活環境課を新設いたしました。これは、従来の縦割り型のスタイルを改めまして、職員が幅広く住民への窓口サービスを展開するため、ワンストップサービスを展開するといったことでございます。

また、現在作成中の総合計画後期基本計画におきましても、行政情報をできるだけ詳しく公表いたしまして、村民が何を求めているかを情報収集することによりまして、住

民と職員のまちづくり情報の共有化を進めまして、さらには、住民と職員によるワークショップを開催いたしまして、幅広い住民の意見を市の施策に反映できるよう、職員のプロジェクト・マネジメント能力の向上など、地域活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

これは、これからの住民サービスは、住民要望に対して行政が応えるというものではありません。行政が住民に一方的に押しつけるものではありません。お互いの共通意識、そして理解を図ることによりまして、住民と行政の協働に基づくサービスを提供することが肝要と思っておりますし、そのように努めてまいりたいと考えております。

今後とも、地域と住民、そして行政の連携するまちづくりを目指しまして、さらなる努力をしてまいります。

今後とも、議員各位の協力、御支援をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（中田文夫君） 5 番 竹島ユリ子君。

○5 番（竹島ユリ子君） それでは、通告してある 2 点について質問いたします。

質問の第 1 点目は、教育的観点から人間の幸せの原点について、教育長の考えをお聞きいたします。

人間として、生きる力が崩壊されつつある今日、人と人との連携や心のつながりは消え、すべては金銭で片づけられるいびつな社会現象において、つつい子どもたちに対しても、私たちは物を与えることが愛情の表現と錯覚してしまっていることが少なくありません。しかし本当に大切なことは「心のつながりとしつけ」ではないでしょうか。

もし、私たち自身が周囲の人たちから大切にされ、また同時に社会の人たちに対しても自分の家族のように思うことができたなら、恐らく私たちの心はもっともっと豊かになると思います。反対にこの人と人とのつながりが切れたとき、私たちの心は崩壊します。この心の崩壊が大きな要因となり、心と心のゆがみが横行し、いじめという形で社会的現象になっていると思われてなりません。

ある新聞のコラムですが、これからの社会で求められる学力、能力などをどう育成するか、その可能性と限界をテーマにして行われたシンポジウムの記事が取り上げられていました。その一節に「複合体と学校づくり」というテーマでの実践報告があり、「地域での学びを核としての新しい学校づくりを提唱しておられ、学校は地域の共有財産で

あり、今後の教育は、地域挙げての協働作業が一層促進される場が変わろうとしている」と記されておりました。

今、私たちは次代を担う子どもたちに何を伝えていかなければならないのでしょうか。しかし、このことを考える以前に、しつけをしなくてはならない立場の親が、子ども時代にしつけをされずに大人になったという現実が見えてきます。終戦を境にして、ものの見方、考え方が一変したため、当時の親は自信を持ってしつけが果たせなかったのではないのでしょうか。

このように十分なしつけを知らずに成長し、親となったわけですから、親から伝承されなかったしつけを子どもにすることができないという基本的な問題が介在してきます。であれば、子どもたちに教える前に、まず親がしっかり学ぶことも必要不可欠なのではないのでしょうか。

子どものしつけには、「怒る」と「叱る」の違いをはっきり認識させ、親の感情で怒るのではなく、間違いを正し、育む親の愛情で叱ることが、本来のしつけだと私は思います。それが親と子の信頼関係を生み、家庭生活を豊かにするのではないのでしょうか。

人間の幸せの原点である心の豊かさを考えると、心のつながりは、家庭生活を中心としたしつけと、学校でのしつけの融合にあるのではないのでしょうか。

いま一度、教育的観点から「心のつながり」と「しつけ」の基本的な姿勢を明示することを真剣に考えていただきたいと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

2点目に、駅南駐車場についてですけれども、これは先ほど竹島貴行議員さんは、除雪に対しての当局の取り組みについての質問であったかなと思いますが、私は、次の観点到立って質問させていただきます。

駅南駐車場の有料化の現状と、積雪時における除雪体制や車両受け入れの体制について村長の説明を求めます。

舟橋村は平成5年に村に人口対策の一環として、駅周辺の活性化を図りたいとして、駅南側に無料駐車場が併設されました。以前は停車しなかった急行電車が利用者増で止まるようになり、駅舎整備に合わせて図書館も建設され、活性化を図ってきました。現在、この駅併設の無料駐車場は、村内外の通勤者にパーク・アンド・ライドの拠点として利用されております。村では無料駐車場が借地であることや、利用者の9割が立山町、上市町、富山市の住民であり、議会の中でも一般質問において十数年の間、無料から有料への検討について提案されてきました。そして7月の臨時議会でも有料化に関する条

例を賛成多数で可決され、今まで無料で駅周辺の活性化を図ってきた駐車場を時代のニーズに合わせた公平性、受益者負担の観点から運営方法を見直し、有料化へと踏み切ったところです。9月1日から9月30日まで試験期間として1日1回100円とし、10月1日から有料化の本運用が開始され2カ月余りが経過しております。普通駐車が1回200円、これは午前5時から翌日の午前0時まで。定期券が1カ月3,000円、3カ月8,700円、6カ月1万7,400円、ただし図書館利用車に配慮され、普通駐車は2時間まで無料とされ、これまで順調に運営されていると聞いておりますが、住民の関心も高いので、有料化開始後の定期、月極契約の件数や一般車両の利用状況などについて御説明いただきたいと思います。

また、これから積雪時における除雪体制も利用者の方にとってみれば非常に関心があるかと思われます。除雪体制や積雪時の車両受け入れ体制などについて、また台数などについて村長の御説明をお願いいたします。

以上。

○議長（中田文夫君） 金森村長。

○村長（金森勝雄君） 5番竹島ユリ子議員さんの御質問にお答えいたします。

舟橋駅南駐車場につきましては、10月1日から有料化の本運用以来、大きなトラブルもなく順調に進んでいるところでございます。これもひとえに皆様方並びに関係各位の御指導のおかげだと思っている次第でございます。

さて、御質問ありました利用状況でございますが、12月1日現在では月極契約が19件、定期契約が141件と当初の計画どおりに進んでおるわけでございます。また、一般利用といいますと契約外の方でございますが、1回200円徴収させていただいているわけでございますが、10月と11月の2カ月間の平均値で申し上げますと、月曜から金曜までの平日が1日当たり72.9台、ちょっと端数が出ておりますが、これも計算上の問題でございますが、利用されております。そして売り上げが1日平均1万1,235円、土・日・祝日では1日当たり69.2台と若干減っているわけでございますが、売り上げは1万975円となっておりますので、収支的にも予想をはるかに上回るレベルで推移していると思っております。

御指摘にありましたが、これから降雪期を迎えるわけでございまして、現在このように利用いただいている状況から、利用者の利便性を損なうことは非常にいかんことでございますので、舟橋駅周辺の駐車場及び駅南駐車場の進入道路の除雪に関しまして

は、従来から道路除雪として除雪していたわけですが、区別いたしまして専門の業者にお願いすることにしたところでございます。これによりまして、より迅速できめの細かい除雪が対応可能になると考えております。また降雪時に除雪車も入ることによって、駐車台数につきましては、2台ないし4台は減少するものと予測しておるところでございます。

今後とも、利用者の利便性をきちんと確保して渡すということを主眼にいたしまして、運営に関して努力してまいりたいと思っております。どうか議員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中田文夫君） 塩原教育長。

○教育長（塩原 勝君） 今年「命」という言葉で締めくくられたように考えております。今、竹島ユリ子議員さんから出されました質問について、人間の幸せの原点ということで自分の考えるところを少し述べさせていただきたいと思います。

なお、質問はもう答えとセットになっていて、これをどう思うかというふうに私はとられました。ということはすなわち、私は全く同感で、何一つ間違っているとは思いません。しかしながら、人間の幸せの原点ということは、いまだに哲学者にしてもわからないことであるということを前提に、自分がいろんな先人から学んだことや、本を読んで学んだことを何か自分のことのように言いますが、そういったことで勘弁していただきたいというふうに思います。

要するに、ほかの人から立派な生き方とか考え方を習い、少しでも自分を高めようとするといったことが非常に大切なことではないかということで、いろんな哲学者や宗教家が人間の生きる原点、幸せ、そして真理の探究ということをやってこられたことを少し引用させていただきたいと思います。

私は、紀元前6世紀あるいは5世紀に生きられた孔子、そしてその後でできた「論語」というものを、あいさつやいろんなことでかなり使わせていただいております。短い文章の一つ一つが、現代なお十分すぎるほど通用する示唆に富んだ内容を含んでいるからであります。そして、この方は「仁」というものを政治と教育の中に生かして、人の道、命の大切さを説き、人と強調して生きる大切さをいまだにたくさんの人の支持を受けて論語で述べておられるわけであります。

さて、ほぼ同じ、ちょっと遅れてお釈迦様が生まれられ、この仏陀様は「生きる」という苦しみ、そして「老いる」という苦しみ、「病」という苦しみ、そして「死」とい

った苦しみ、こういった煩わしいことから解放する、そういったことを説かれたわけがあります。そういった中でたくさんの仏教に分かれて、現在なお三大宗教の中の一つとして支持者がいるところであります。

それからちょっと遅れて、紀元前5世紀から4世紀頃ですが、ソクラテスが生きるための真の知恵を探って、それは「無知の自覚」である。要するに自分はまだまだ未熟で、もっともっと自分を高めようとしていく、それが生きる姿であると説かれたけれども、これはなかなか大衆から理解されず、最後は死刑に遭ってしまうわけですが、たくさんの弟子たちがおりまして、その中にプラトンがいました。プラトンは、認識、道徳、そして国家のあり方、宇宙論までも勉強して、現実を正確に把握して、「理想への接近」ということを唱えたわけであります。そして、アカデメイアという現在のアカデミーという言葉の発端を築かれて、学校の基礎となるものを組み上げて、組織的に真理を探究する、そして教育ということをつくり上げたわけです。

その弟子のアリストテレスは、しっかりとした学校を始め、学校というものはこのアリストテレスによってつくられたといってもいいのではないかと思います。そして学問の位置づけ、論理学、自然学、社会学、芸術学、倫理学、政治学、史学、博物学、そしてこの時点で早くも「正しく豊かに生きる」ということを学問づけた人であります。

そして、紀元前4年から西暦28年にかけて生きられたイエスキリストさんは、まさに現代と何ら感覚の違わない「正義と慈愛」ということで、人類はすべて罪多いものである。人間というのは非常に罪多い動物で、「贖罪」という難しい言葉ですが、その罪を償って生きることが人間としての使命であるというふうに哲学されたわけであります。一切の偽善を排して、正義と愛の徹底を図ることをねらいとされた。

我が国に来ますと、もう一気に平安の785年になりますが、中国から帰った最澄は日本に仏教（天台宗）を広めて、この方は正しい生き方とか方向づけを逆に人間として戒めなければならぬことを中心に、こういったことをやると人間ではないですよと。あるいはこういったことをやったら好ましくないよということで、「大乘戒」ということで10の大きな戒めがあると。その中には殺人やひどい嫌がらせなどもみんな入ってくると思います。そのほかに48の軽い戒めがある。だから、この時点で人間としてこういうことをやってはいけないということを説かれたわけであります。

この天台宗からちょっと時代がたちますが、法然は浄土宗の開祖として「本願」ということで、本来の人の念願、正しい生き方という中で、苦難の生活をしている衆生（大

衆)の救済を誓われ、人間がどう豊かに生きていくかということを研究されて浄土宗を開かれた。

その弟子の親鸞は、浄土真宗、阿弥陀仏の他力本願、全部煩惱を持っていると。百八つの煩惱と言われますが、大きな百八つの煩惱とともに何万の小さな煩惱を持っている人間というものは罪深いものである。しかし、この衆生の心身を煩わす妄念から解放することが、人間の幸せにつながる。善人が救われるのなら、悪人はますます救われるはずであるということで、過去は問わない、みんな悪いことをしてきたんだ。現時点で少しでもそういったことに気づくならば過去を問わない。本願を信じたら浄土に行けるというこの浄土真宗は、今も大変支持が多くて、この前も法事に行ったのですが、私よりも大分若い女の僧侶の方が言われた人間の生き方に私も大変感心しましたが、やはりそれらは親鸞の説いたことを勉強して話されているわけであります。

さて、またさっきの論語にちょっと戻りますが、私は論語の中で、人間関係のことで、常に座右の銘といいますか、私が大切にしていることは、途中から自分が都市を重ねてくる中で築いたわけでありますが、幼若な、幼くて若い人、あるいは後輩に対しては慕われる、頼られる、尊敬されるという人間関係をつくれと、そして同僚や友人には信頼される。あいつとならしっかりと友人関係が築けるとか協調できるとかいう、そういう信頼というものをつくる人間関係をつくりなさいと。そして年配者や先輩に対しては、安堵感や安心感を持たれるような人間関係をつくりなさい、そういった一説があります。

このように、私たちは自分よりも年下の者、あるいは自分と同僚、友人、そしてまた年配者というような3つの立場の人間関係があるわけで、そのそれぞれにおいて、いい人間関係をつくることがいろんな問題関係を発生させないことであるということを教えると思います。

また、私は相当昔に、「子ども叱るな来た道だ。年寄り笑うな行く道だ」ということを聞かされたことがあります。自分も行き過ぎや失敗やスランプや、そういう幼い頃にそういったことで迷いながら来たので、順調に来たわけではないはずだ。だから今、子どもをもたもたしているとか何とかいって叱りつけるという教え方ではだめだということを言っております。そして、「年寄り笑うな行く道だ」、どんなに嫌でもどんなに頑張っても必ず歳はいく。そういった中で、年寄りにいずれは自分もその立場になっていくということで、自分が歳をいったときにしてもらいたいようなこと、そういったことは、やはり自分が現在、その年配者あたりに同じように思っつけ合うということと言

っているのだと思いますが、後継者がおって感謝されている、尊敬されているというような気持ちを持ちながら、あと残された人生を本当に安心して生きていってもらえる、そういうように年配者につき合っていくということを教えていると思います。それがまたやがて自分に返ってくるということだろうと思います。

ちょっと話は変わりますが、倉敷の住職さんで、奥原曇龍という人が書かれた本を今年読みましたが、「宝とは道心なり」と話されて、「成仏は真の人間として徳を積むことだ」という見出しで、仏教などにおいて、修行の旅の中で、東へ東へと向かって旅をしながら、人間がどう生きるかを探る、この修行は、日の出始める方角で、万物の根源、無明の明かりのない闇を破って悟りの知恵を開く方角である。自分はなぜ人間に生まれてきたのか、どう生きるために生まれてきたのかを真剣に問い続ける修行だと言われ、自分を支えてくれる人、必要とする人、自分がしなければならないということを自ら悟ろうとする修行である。そして、南へ南へと求道の旅を続けるのは、太陽が真っ赤に向いている方角で、人生をいかに完全燃焼するかを探るため、師のいる方角で南を指して「指南」という。「指南車」という言葉もこの言葉の端になっておりますが、「我以外、皆我が師なり」。謙虚に自分の生き方を、先人なりいろんな本や友達、あらゆる人から学ぶ必要性和人との協調性や、人間関係を学ぶ大切さを述べておられます。

そして最後に、阿弥陀仏が修行時代に法蔵菩薩と言われたときに、西へ西へと長い修行の旅をされたのは、真っ暗い世界に沈むことを求めてではなく、夕焼けの空のように赤々として光輝く命のふるさと、よくぞ私をこの世に送り出してくれたという、自分の生命のふるさとへたどりつくためである。だから、ここで自分の豊かで幸せであった人生を満足しながら心のふるさとへ戻っていける、それを真剣に探る旅であると言っておられます。

また私もほかに引用したことはありますが、大分古い本になりますが、作家の山本有三氏が『路傍の石』という本の中で、「たった一人しかない自分を、たった一度しかない一生を本当に生かさなかったら、人間生まれてきた甲斐がないじゃないか」というふうに言うておられます。「自分が大切だからこそ他人も大切にする」という考え方があります。

そういったことで、まとめになりますが、やはり教育でしっかりしたこのように正しく生きようとする、あるいは自分を高めようとする、そういったことを教育の指導の中にどんどん機会を多くしてやっていくこと、そしてまた、教えられることだけに頼るん

じゃなくして、自らを考えるという力をつける。そしてみんなで幸せというものを実現していくんだという、こういったことを定着させることが大事ではないか。ですから、自らの生き方を探ること、健康でたくましく、心豊かで幸せな人生を送る力を身につけること。そして、みんなで協調し合って、信じ合い、助け合い、生きていくこと、これが人間の幸せの原点であると私は聞いているし、考えております。

論語の中に、「朝に道を聞かば、夕べに死すとも可なり」と。孔子にして、なお、正しい生き方、豊かな生き方、幸せな生き方というものはわからない。自分がそれをもし悟れたり聞くことができたなら、もう思い残すことは何もないというふうにとまとめているわけであります。

最後に蛇足になりますが、同じく論語の中に、弟子の「子貢曰く、君子亦悪（にく）むことありや。子のたまわく、悪むことあり」と言っております。君子もどんなに学問や人格を兼ね備えておっても、憎むという心は必ず出るんだと。そして子貢は自分は憎むのは人の言葉を我が言葉のように、物知り顔に話す。何か私のことを言っているような気もしますが、傲慢を勇氣と勘違いしている者、隠し事を暴いて正義面をする者、子貢はこういう人を憎む。そして師の孔子は、他人の悪いところを言う者、上の者をけなす人、勇ましいばかりで礼がない者、一本気で心を開かない者、こういった者を私はどうしても憎むと。ですから、どんな人でも憎むという心は、人間持っている業であるといえますか、ただ、そこに違いは何であるか。それはやはり人そのものを憎むのではなくして、そういったことを憎むが、論したり、教えたりすることのできる人間になることであり、また、憎まれることを根本的に持っている人間であるならば、やはり少しでも他人から憎まれることを少なくする努力、ですから本人にもいじめはそれなりの責任があり、その周りのそういうことを発生させる環境にも問題があり、そしてまた育てていかなければならない立場の人がいろいろと問題があっては困るというふうを考えます。

答えになったかどうか知りませんが、私の考えの一端を述べました。

○議長（中田文夫君） 竹島ユリ子君。

○5番（竹島ユリ子君） 先ほど教育長の答弁で、本村の教育現場では社会現象においての対応に子どもたちのために道德教育の中で積極的に取り組んでいる。これ以上の望みの対応に懸念されるように私は感じとったんですけれども、再質問していいかどうかと考えながら、改めて再質問させていただきます。

今、抱えているような諸問題は私自身も思うんですけれども、家庭とか学校とか地域とかに責任を追及するものではないと思います。これは社会全体で考えなければいけない問題と私は考えているわけでございます。

そこで私は、次の家庭でのしつけと学校でのしつけの融合と基本的な姿勢を明示していただく観点から、質問、提案し、教育長の答弁を再度求めたいと思っております。

しつけには家庭生活を中心としたしつけ、そして学校でしつけられるのと2通りあると思います。その中で、やはりしつけに対しては、今言ったように家庭を中心にしたしつけと、学校教育の中でのしつけの指導書みたいものをつくっていただき、今後、児童生徒の様子の情報や意見交換をすることのできる環境づくりに一步でも踏み込んでいただけるのではと考え、私は、現在学校で取り組んでおられる保護者会なども定期的に開催していただきながら、しつけの両面に立っての指導書などをつくっていただき、そのような家庭教育、保護者会の現場で、情報交換や意見交換をできるような環境づくりになっていただき、これからは学校で取り組んでいかれる問題に、一步でも深く踏み込んでいける環境につながっていけるのではないかと思いますので、その指導書の作成について、教育長はどのようなお考えを持たれるか、再度質問いたします。

○議長（中田文夫君） 塩原教育長。質問に対して簡潔明瞭に答弁願います。

○教育長（塩原 勝君） どうも失礼しました。

今言われたことについて、言い逃れをするわけではありませんが、実際のところ、十分やっただいていいるとは思っております。しかし、村独自で、あるいは村の教育委員会でつくった指導書というか、チェック項目といったものはございませんが、文部科学省や県教育委員会等でそういう専門的なチームをつくって、常々いろんなものが来ます。そういったものをもとに、学校で合うようにしていただいてやってもらっていることはありまして、常に年に何回もそういったものが来るわけで、申しわけないですが、なかなかそれ以上のものをつくろうとしてもできないし、私たちはそういったものから、これなら村でできるというものを抜粋してやっているという現状であります。ただ、今言われたことについては肝に銘じて今後もその方向でやっていきたいというふうに思います。

○議長（中田文夫君） 3 番 三鍋芳男君。

○3 番（三鍋芳男君） 私は、最近話題になっております入札・談合等の件について御質問させていただきます。

最近、全国各地で官製談合事件が相次いでおります。例えば宮崎県の事件は、知事が業者の受注額は年間平均8,000万円、某設計会社に同じくらい仕事をさせてくれと部下に指示し、部下が事業を選ぶ形で官製談合が行われるという見方を捜査二課がし、家宅捜査で押収した資料などから判断いたしました。

昨年度と今年度の11件の業務を県から受注したが、ほぼすべてが天の声による官製談合で落札された疑いが強いことも判明いたしました。このようにマンネリ化し、権力者による天の声で政治が行われてきたことに対し、怒りの気持ちでいっぱいであります。

入札談合は、独占禁止法が禁止する行為の一つであるカルテルの典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つであります。また、入札談合は、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて、受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであります。受注者が、国や地方公共団体の場合においては、予定の適正な施行を阻害するものとして、納税者である国民の利益を損なう行為であります。

このため、公正取引委員会では、従来から入札談合事件について、厳正に対処するとともに、その未然防止に向けてさまざまな取り組みを行っているわけでございます。

このことを受け、石井県知事が、公共工事の入札制度のあり方に関する有識者の検討委員会を設ける考えがあると県議会の代表質問で答弁がありました。そして、これまで以上に透明性と競争性が高い公正な入札制度を目指すとして述べておいでになっております。

舟橋村においても、これから公共工事に関しても、村民もものすごく関心があるかと思えます。今後は、小学校の耐震や増築工事も予定されております。そういうことに関して未然防止が必要ではないかというふうに思います。

一般入札の検討や予定価格の公表、最低価格の設定等、さまざまなことがあるかと思いますが、今まではどうであったか。今後はどのように変えていくか、また見直していくか、村長の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（中田文夫君） 金森村長。

○村長（金森勝雄君） 3番三鍋芳男議員さんの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、入札制度につきましては、富山県におきましても、これまで以上に透明性と競争性が必要であるということで知事が代表質問に対して答弁されているわけでございまして、私もいささかそれに対して間違いだということになしに、本村

におきましても、そういったことを改めていくということは認識しているところでございます。

今現在、本村の場合ですと、指名競争による入札方式を行っております。入札案内の後、設計書縦覧は庁舎内、予定価格は未公開としておりまして、近隣の町あるいはまた中新川広域等の状態をいろいろ調べさせていただきますと、我が村と一緒に指名競争入札を行っているわけですが、設計書の縦覧方式につきましては、指名業者の顔合わせ防止などから、設計書コピーの配布をCD配布といったことで行いまして、指名業者割れがないように努力されているように伺っているわけでございます。

また、予定価格につきましては、入札の2日前に事前公表を行っております。これらは、業者間の談合防止とか、あるいは担当職員の保護に対する方策であるというふうに思っております。そしてまた、官製談合の防止にも至っているのではないかと私は理解しているわけでございます。

議員さんもおっしゃったように、官製談合というのは、「天の声」と言っておりますが、首長が関与した談合であるということでございまして、今までも舟橋村ではなかったということでございますし、もちろん現在もないわけでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、県もそのような入札制度に対して改めるものは改めるという方向にありますので、他の町村の動向も勘案しながら、検討してまいりたいと、かように思っております。その節は、議会の皆さん方と御相談してまいりたいと思っております。

ただ単に、公共工事を競争入札させるだけでは、不当廉売、俗に言う低価格によって入札が行われるといった場合に、公共施設そのものが「安かろう・悪かろう」ということにもなる可能性もあるわけございまして、もう1つは、先日の協議会でも私言いましたように、地元業者の育成ということも考えていかなければならないということもありますので、議会の皆さんと相談しながら、入札制度改革に対して慎重に考えてまいりたいと考えておる次第でございます。何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中田文夫君） 三鍋芳男君。

○3番（三鍋芳男君） どうもありがとうございます。

先般、富山市で電子入札をやるようになったというふうに報道されておりましたが、その件に関しては、当村においてはどのようにお考えなのか。それから契約の中にも、

随意契約とか、先ほど指名競争も言われましたが、当村においても行政の場合においては、あまり随意契約というのはやってはいかんと思うわけですが、過去にそういうこともあったのか、そのへんもひとつ質問させていただきます。

以上です。

○議長（中田文夫君） 金森村長。

○村長（金森勝雄君） 三鍋議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

富山市が入札制度として電子入札を取り入れているという話でございました。

御案内のとおり、我が村の職員の体制を見ていただければわかるんですが、その制度に対応するような事務体制を整えるときは相当な苦勞といたしますか、段階があると思うんです。一挙にそれをやることはできないと私は思っているわけでございまして、特にそれだけのことをいろいろとつぶさに調査し、そしてまたそれを実行していくということになりますので、御案内のとおり富山市の場合、どういうスタッフがおられるかということはおのずからわかっていただけたと思います。

いずれにしても、そのように入札制度も変わってきている、改革されていってあるということに対しての認識をしておるわけでございまして、いろいろと申し上げたいことはたくさんあるわけでございますが、まずもって近隣の立山、上市さん、そして中新川広域行政組合を構成しております我が村を入れまして、2町1村のスタイルがどのようになるかということをやっていないと、一方的に行政だけで今までやっておるわけでないので、いろいろと協会がございまして、そういった入札制度になじんでもらう、試行してもらおうということもありますので、今おっしゃったようなすぐやれるというものではございませんが、前向きに取り組んでまいりたいといたしますか、研究してまいりたいと、このように思っております。

それからまた、随意契約の件でございますけれども、以前はなきにしもあらずであったと思います。と申し上げますと、金額によるわけでございまして、全くその仕事を、例えばAがその仕事を今までやってきたと。落札した結果、あともう少し予算に未執行が出た、差益が出たといった場合に、もう少しそれにあわせてやるといった場合に、別の視点から追加して仕事をしてもらおうといった場合に、請負率の関係もございまして、新たに見積もりをとるよりも、その請負率で継承していってもらおうということも随意契約の1項目にあるわけでございます。

いずれにしても、特定の場合ということに限ると私は思っております。ですから

一般的な１００万、２００万の新しい工事に対して随意契約はないということだけしっ
かりと皆さん方に御報告したいと思っております。

以上でございます。

○議長（中田文夫君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第１号から議案第１２号まで

○議長（中田文夫君） 日程第２ 議案第１号から議案第１２号まで１２案件を一括議題
とします。

（質 疑）

○議長（中田文夫君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行
います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（中田文夫君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（中田文夫君） これから議案第１号から議案第１２号まで１２案件を一括して採
決します。

議案第１号から議案第１２号まで１２案件を原案のとおり可決・承認することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第１号から議案第１２号まで１２案件は原案のとおり可決・承認さ

れました。

選 挙 第 1 号

○議長（中田文夫君） 日程第3 選挙第1号 常願寺川右岸水防市町村組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

常願寺川右岸水防市町村組合議会議員に、

宮 崎 繁 君 舟橋村古海老江40番地 70歳

前 原 由 和 君 舟橋村竹内450番地 51歳

の2人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました宮崎 繁君、前原由和君を常願寺川右岸水防市町村組合議会議員の当選人にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました宮崎 繁君、前原由和君が常願寺川右岸水防市町村組合議会議員に当選されました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

○議長（中田文夫君） 日程第４ 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、村長から人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求められております。

お諮りします。

人権擁護委員の推薦については、原案どおり適任として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任として可決されました。

日 程 の 追 加

○議長（中田文夫君） ただいま嶋田富士夫君ほか２名から議員提出議案第１号 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」等の見直しを求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第１号を追加日程第１に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第１号を追加日程第１に追加し、議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 １ 号

○議長（中田文夫君） 追加日程第１ 議員提出議案第１号 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」等の見直しを求める意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（中田文夫君） 提案理由の説明を求めます。

嶋田富士夫君。

○４番（嶋田富士夫君） 提案理由の説明をいたします。

障害者自立支援法が平成１８年４月より実施され、障害者福祉・医療サービスの利用に「定率（応益）負担」制度が実施されました。また１０月から本格実施で、地域生活支援事業、補装具に１割負担が実施されました。実施に当たっては、原則１割負担としつつも大幅な負担増とならないよう、所得に応じた利用料の月額上限措置が講じられ、また住民税非課税世帯に対しては、利用するサービスによっては個別減免・社会福祉法人減免が実施されています。

しかし、障害者・家族が、「親亡き後の子供」の将来のために、少ない収入を切りつめて貯めた３５０万円以上の預貯金があることで、軽減措置の対象から除外されることになりました。しかも障害の重い人ほどサービスの利用を必要とすることから負担が重くなり、このことがわずかな年金での生活を圧迫し、結果的にサービス利用を断念するといった、あってはならない問題が全国各地で起こっています。

また施設利用者に対しては、「定率（応益）負担」負担以外に、食費等が全額自己負担となり補足給付などの措置があっても負担の不安は解消されず、退所を余儀なくされる問題も生まれています。こうした中で、地域移行されることは、大きな問題があるといわなければなりません。

「定率（応益）負担」は、障害者福祉に馴染まないものであり、社会福祉の理念を根底から否定するものであります。

以上の趣旨により、制度の基本的な問題であるこの負担制度の抜本的な改善を政府関係機関に対して強く要望します。

終わります。

○議長（中田文夫君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

○議長（中田文夫君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

これより議員提出議案第１号 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」等の見直しを求める意見書を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」等の見直しを求める意見書は、原案のとおり承認されました。

○議長（中田文夫君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了しました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 本定例会に提案いたしました全議案に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。

御承知のとおり今年も余すところ16日となりました。時節柄寒さも厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、お礼の言葉といたします。

本当にありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

○議長（中田文夫君） これで本日の会議を閉じます。

平成18年12月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時40分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日

議 長 中 田 文 夫

署 名 議 員 三 鍋 芳 男

署 名 議 員 嶋 田 富士夫